

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦の産業政策について」第11条の改正について

国家院（下院）採択 2024年11月26日

連邦院（上院）承認 2024年11月27日

2014年12月31日付連邦法第488-FZ号「ロシア連邦の産業政策について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 1、掲載番号41；2018、No. 1、掲載番号70；2019、No. 31、掲載番号4449；2022、No. 18、掲載番号3016；No. 50、掲載番号8790）第11条に以下の変更を加える：

1) 以下を内容とする第6項の1を追加する：

「6の1）国家産業発展基金内に、合議制管理機関として専門家会議を設置することができる。専門家会議の設置手順は国家産業発展基金の定款によって定められる。国家産業発展基金専門家会議の組織的・法的形態は自律機関とし、以下の事項をその権限とする：

1) 産業活動主体に対する財政的支援の提供について、産業発展国家基金の資金により実施されるプログラムおよびプロジェクトの実行のために拠出される産業活動主体への財政的支援の提供手順、プロジェクトに対する国家産業発展基金による資金調達の手順および条件にしたがった当該支援の額の変更についての、決定の採択；

2) 国家産業発展基金の定款によって専門家会議の権限に属するとされているその他の事項。」；

2) 第7項に、「、専門家会議の権限には本条第6項の1に定める事項が属する」という文言を追加する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2024年11月30日

第443-FZ号